

令和4年度 豊橋市特定鳥獣保護管理 計画（ニホンザル）実施計画

この計画は、愛知県が策定した第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

1 保護管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル

2 計画の期間

本計画の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

3 保護管理すべき区域

特定計画に基づき保護管理すべき対象区域は、市内全域とする。

4 保護管理の目標

(1) 保護管理の目標

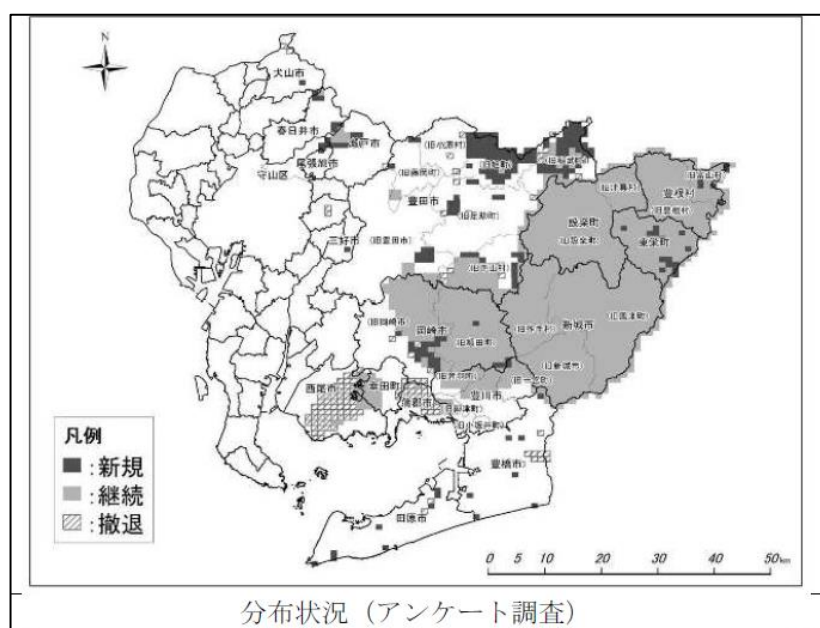
令和3年度現在、市内に地域個体群は確認されていない。農林業等被害が発生、又は発生が予想される場合は、捕獲により、被害発生未然防止を図り、人とニホンザルとの適切な関係を構築していく。

(2) 現 状

① 生息状況

ア 分布域

愛知県の調査によると、令和2年度のニホンザルの分布域は、図1に示すとおり県東部の山間地を覆いつくしており、市内においては、年に数回程度、目撃情報が寄せられる状況である。



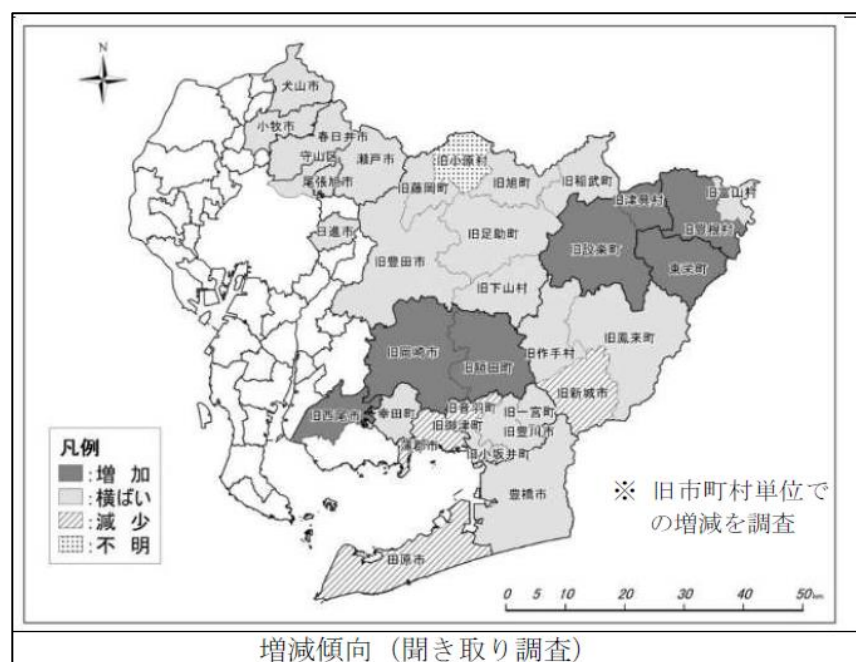


図1 ニホンザルの生息分布域（令和2年度）（出典）環境部自然環境課資料

イ 生息動向

市内では個体群の生息は確認できていないが、いわゆるハナレザルは年間数回程度出没することがある。

ウ 捕獲状況

令和2年度のニホンザルの捕獲数（特定計画に基づく個体数の調整のための捕獲数（以下、「個体数調整」という。）」を図2に示す。

市内の個体数調整等による捕獲数を表1に示す。

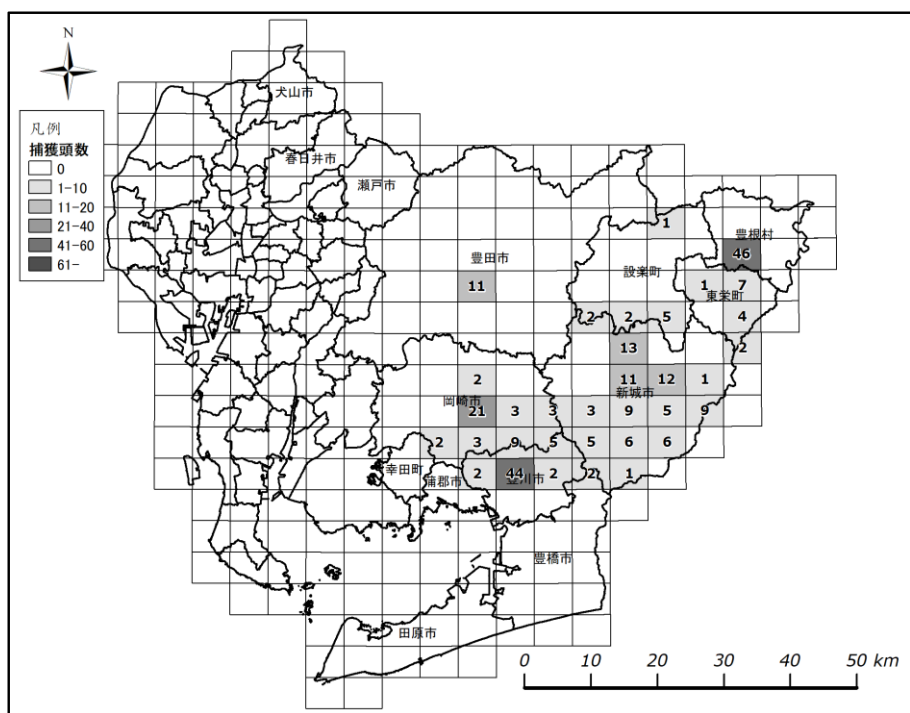


図2 ニホンザルの捕獲数分布図（令和2年度）（出典）環境局環境政策部自然環境課資料

表1 地域別の有害鳥獣捕獲（個体数調整）実績（単位：頭）

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	※R3
南部地域	0	0	0	0	0	0	0
中心地域	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0

※見込み

② 生息環境と土地利用状況

ニホンザルの生息地（本市では確認されていない）の大部分は森林であるため、市内の森林の内訳を表2に示す。

本市の森林面積は3,057haであり、新城市（旧新城市）、浜松市（旧三ヶ日町）と隣接する北東部地域、南部地域が主な森林地帯である。とりわけ北東部地域は果樹の栽培が盛んな地域であり、ニホンザルが群れで出没する事態となれば、被害が予想されるところである。

表2 林種別森林（民有林）等面積

面積：ha 割合：%

計画区域		総数	立　　木　　地								竹　林		無立木地	
			針葉樹		広葉樹		人工林		天然林					
豊橋市	民有林	3, 057	2, 654	86. 8	317	10. 4	2, 220	72. 6	750	24. 5	19	0. 6	67	2. 2

（出典）「2020年度 愛知県林業統計書」（農林地盤局林務部林務課：令和3年）

注 ha未満は四捨五入した。内訳の計とは必ずしも一致しない。

③ 被害等

対象区域において、平成27年度から令和2年度までの目立った被害はない。

（3）目標を達成するための施策の基本的考え方

① 地域に根ざした取り組みの充実

鳥獣による被害対策は、生息環境整備、被害防除対策及び捕獲等の総合的な取り組みを地域レベルで適切に進めることが効果的である。

このため、市内の地域ごとの保護管理の具体的な目標の達成に向けた共通意識を可能な限り集落レベルまで共有又は周知することなどにより、地域の共通意識を醸成しつつ、施策を実施することとする。

② 対象区域における農林業被害等の未然防止対策

- ・農地周辺の草刈の実施や未収穫物、生ゴミ等を適切に処分することにより、農地及び人家周辺の餌場としての魅力を下げる環境管理を実施する。
- ・農地等への柵の設置等の被害防除対策を実施する。
- ・加害個体を中心とした捕獲や追払いに努める。

5 数の調整に関する事項

捕 獲 目 標
本市においては、ハナレザルが確認されているので被害が発生または発生への恐れがある場合、捕獲する。

6 生息地の保護及び整備に関する事項

(1) 生息環境の保護

本市内における鳥獣保護区は、葦毛鳥獣保護区(158ha)の一箇所である。

(2) 生息環境の整備

森林の管理者は、除間伐等適正な維持管理に努める。また、農地の未収穫物を適切に処分し、餌場としての魅力を下げることにより、ニホンザルを人の生活圏に近づけないように努める。

7 被害防除対策に関する事項

(1) 被害防除対策の評価

現在のところ、目立った被害は発生していない。

(2) 捕獲の担い手の確保

捕獲従事者の減少と高齢化に対する対策として、新規で狩猟免許を取得する際の講習会費用の補助事業を実施。また狩猟者だけでなく、被害が深刻な地域において自治会、狩猟免許者を中心に地域一体となって防除・駆除活動に取り組む地域捕獲団体の組織立ち上げの支援や団体活動に必要な講習会実施等の支援を行う。

8 その他の保護管理のために必要な事項

(1) 計画の実施体制

特定計画に基づき下記及び図3に示す体制で実施する。

① 状況の把握収集体制

○ 被害状況

・ 農林業被害

農林家、農協、地域住民が被害状況を把握し、市に連絡する。

・ 生活環境被害

地域住民、市、県、警察、消防などが状況を把握し、市に連絡する。

・ 生態系被害

自然観察指導員、住民、自然保護団体(NGO、NPO)、県、市などが状況を把握し、市に連絡する。

○ 捕獲状況

- ・ 個体数調整による捕獲

市が実施する個体数調整を集計し、把握する。

○ 生息状況

- ・ 県が実施する生息状況調査（概ね5年ごと）に加え、狩猟者が県に報告する捕獲効率（CPUE）の変化は県からの連絡により把握する。

さらに、地域の方々のほか釣りや山菜取り等で地域に入る人の目撃情報も、市は収集し、これを加味して状況を把握する。

② 捕獲体制

狩猟者の減少、高齢化が進む中、効率的な捕獲を行う必要がある。

このため、被害者やその代弁者及び地域住民が協力して、ニホンザルの出没情報を市及び捕獲者に提供し効率的な捕獲を支援する。市は捕獲した結果を、これら協力者に情報提供し、協力体制をより強固なものとする。

また、銃による捕獲数の大幅な増加は難しくなりつつあることから、ワナによる捕獲についても奨励する。

③ 環境管理体制

草刈、未収穫農作物や生ゴミの撤去など、ニホンザルを寄せ付けない環境管理は、被害者及びその代弁者と地域住民が一体となって地域全体で行う。

④ 被害防除体制

農林家、農協、及び狩猟団体、地域捕獲団体との連携により最適な防除対策を講じる。

市、県もこれを支援する。

⑤ 生息環境整備体制

市、県による森林の管理にあたっては、間伐の実施など、野生生物の生息環境の整備に配慮した事業を行う。

⑥ 鳥獣被害防止特措法による被害防止計画

総合的な被害防止対策を実施するため、令和3年度作成した豊橋市鳥獣被害防止計画（計画期間：令和4年度～6年度）を一部変更した。

(2) 実施計画へのフィードバック

県による、前年度の捕獲数、捕獲場所、捕獲時期、捕獲個体の性別等の調査を基に、市は農林業関係団体等の協力を得て、対象区域における前年度の被害状況、生息環境管理状況及び被害防除対策の実施状況を把握するとともに、捕獲を含めたその効果の把握に努める。

また、愛知県特定鳥獣保護管理連絡協議会^{※1}及び愛知県特定鳥獣保護管理検討会^{※2}において協議・検討し、過年度の施策の評価及び当該年度の実施計画を作成し、その中で捕獲目標及び算定の考え方を明らかにする。

※1 愛知県特定鳥獣保護管理連絡協議会：県関係機関、市町村からなる組織

※2 愛知県特定鳥獣保護管理検討会：学識経験者、農林業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域代表者からなる組織

(3) 捕獲に伴う事故防止対策

里山等では、分布域を拡大させないための捕獲を行う一方で、里山の積極的な活用を促進するため、里山に出入りする者と捕獲を実施する者の双方への十分な事故防止のための注意喚起等を行い、捕獲に伴う事故発生を防止するものとする。

(4) 市街地出没の防止等に係る対応について

近年、ニホンザルが市街地等に出没し、住民の生活に支障を及ぼす事例が発生しており、今後同様の被害が増加する可能性がある。そのため、ニホンザルの出没を抑制するための対応、出沒した時の対応について検討する必要がある。

ア 出沒を防止するための対応

被害を予防する観点からは、出沒の兆候を把握し、出沒を抑制することが重要である。また、出沒を抑制するための対応としては、市街地への誘引を防止することが効果的である。そのためには、山際や河川敷における藪の刈り払い等により侵入経路を遮断すること、餌付けを防止すること、生ごみ、放置果樹・放置農作物等の誘引物を除去することなどの対策を組み合わせる必要がある。また、地域住民に対して、市街地出沒を防止するための知識の普及啓発も重要である。

イ 出沒した時の対応

ハナレザル等の突発的な出沒には、出沒地点等の情報を収集し、必要に応じて周辺住民への注意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動ルート of 遮断も検討する。なお、市街地の環境や人に慣れた個体や群れが出沒する場合は、加害レベルに応じて、追い払いや追い上げ、又は捕獲による除去を検討する必要がある。捕獲にあたっては、関係機関により周辺住民の安全を確保した上で実施する必要がある。

また、出沒に対して迅速に対応するため、事前に関係機関や、狩猟団体等による体制の整備に努める。市は地域住民に対して、市街地出沒の情報提供を促し、事故等を防止するための知識の普及啓発に努める。

出沒が続く場合は、市街地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する。

(5) 錯誤捕獲の防止等に係る対応について

わなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での放獣で対応する。県及び市は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

サルの捕獲に関しては、ニホンジカ、イノシシを対象とした捕獲と比べて、放獣時に人身被害の可能性があるツキノワグマやカモシカが錯誤捕獲される可能性は低いと考えられる。ただし、大型捕獲檻を使用する場合、これらの獣類が生息している地域においては、錯誤捕獲が起こらないよう、事前調査を実施するなど、わなを設置する場所、わなの種類、誘引餌等への配慮を検討する。また、市は錯誤捕獲された場合は県に連絡し、関係機関との連絡調整を行う。

(6) 感染症及び安全対策の実施

ニホンザルが関係する人獣共通感染症のうち、捕獲作業等によるニホンザルの接触で注意すべき感染症として、ニホンザルの唾液・血液等の飛沫が人の目や口の粘膜に入ること

で感染するB ウイルス※1がある。

県及び市町村は、これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者や狩猟者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

■参考文献

※1 吉川泰弘．1999．Bウイルス感染症．エマージングディゼイズ（竹田、五十嵐、小島編），265-270．近代出版．